

税

などの納付について

納税に関するお問い合わせは 税務課税務グループ ☎ 2513

納税通知書について

平成27年度分の町税や後期高齢者医療保険料の納税（納入）通知書は、それぞれ最初の納期の月に送付します。

町税や保険料は、納期限内に納付してください。事情により、期限内の納付が難しい方は、相談に応じますので、お早めにご連絡ください。

▼異議の申し立て

納税（納入）通知書をご覧になり、納得できないなど感じた際は、納税（納入）通知書を受け取った日から60日以内に町（後期高齢者医療保険料にあつては北海道）に対して異議を申し立てることができます。

町道民税

町道民税（住民税）は、その年の1月1日現在の居住地で課税されます。

この税は、所得割と均等割から成り立っており、一定の

所得がある方に対して課税されます。例えば、前年中に退職された方でも、前年の所得（退職手当に類する分は除く。）に対して課税されます。**納税通知書** 給料から特別徴収（天引き）される方は5月上旬に会社を経由して、普通徴収（納付書または口座振替での納税）の方は6月上旬に送付します。

町道民税の年金からの特別徴収

年金から特別徴収（天引き）の対象となる方は、4月1日現在で65歳以上の公的年金を受給している方です。

ただし、介護保険料が年金から特別徴収されていない方など、一定の要件を満たさなければ対象になりません。

年金以外の所得に対しても課税される方の場合、年金からの特別徴収と平行して普通徴収または給料からの特別徴収で納めていただくことがあります。

対象者には、7月中旬に決定通知書を送付します。

国民健康保険税

（限度額が引き上げられます）

国民健康保険税は、同一の世帯の方の分をまとめて世帯主に課税されます。

今年度から、次の二点について課税の仕組みが変わります。

①国民健康保険に加入者が属している世帯の課税上限額が引き上げられます。（合計85万円）

②加入者や世帯主の所得が一定の基準を下回る場合の減額措置が昨年に引き続き拡大されます。

納税通知書 普通徴収の方は、6月上旬に送付します。年金から特別徴収となる方には、7月中旬に決定通知書を送付します。

なお、申し出により口座振替に切り替えることができますので、ご希望の方は、事前にご連絡ください。



固定資産税

固定資産税は、1月1日現在で固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方に対し課税されます。

納税通知書 7月上旬に送付します。

今年度は、3年に一度の評価替えの年ですので、次のことに留意してください。

昨年と状況が変わらないはずなのに、税額が高くなった方 次のいずれかの要因が考えられます。

①土地の課税標準額が上がった。
②新築住宅に対する軽減が終了した。

家屋を取り壊したのに、税額が高くなった方

土地の上に一定要件を満たす住宅があると、その土地に係る税額が特例により軽減されますが、住宅を取り壊すことでその特例から外れ、税額が高くなる場合があります。